特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１０号
静岡県浜松市北区豊岡町44番地の２
清算株式会社　西部ウエルド株式会社
代表清算人　新田　　清
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の6.4600408％の金員を支払う。
２　各協定債権者は、清算会社に対し、清算会社から前項の金員の弁済を受けたときは、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
３　清算会社は、第１項の弁済後、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

平成２６年（再）第１３号
大阪市淀川区新高６丁目６番18号
再生債務者　株式会社徳岡工務店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満１丁目10番８号西天満第11松屋ビル501号　吉田大地法律事務所　弁護士　吉田　大地
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
静岡県富士市北松野623番地の２
再生債務者　株式会社桐山
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年６月10日　静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４号
北海道苫小牧市川沿町１丁目４番１号
再生債務者　吉田　英実
１　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（再イ）第１９号
埼玉県越谷市南越谷４丁目21番地10　サンハイツ南越谷205
再生債務者　梅澤　政博
１　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
千葉県君津市北子安５丁目９番９号
再生債務者　小山内国光
１　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第９５号
札幌市西区発寒11条４丁目４番６―101号
再生債務者　仁平　鉄也
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第９９号
北海道千歳市幸福４丁目４番12号
再生債務者　亀井　直輝
１　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第８号
北海道小樽市梅ケ枝町８番３号　ソロール３番館Ｂ棟205
再生債務者　佐藤　一行
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（再イ）第２０号
奈良県宇陀市菟田野宇賀志2257番地
再生債務者　石山　良江
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月９日から平成26年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再ロ）第３号
岡山県倉敷市大島533番地　アクシア倉敷401
再生債務者　小牧　崇宏
１　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再イ）第７号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1286番地９
再生債務者　樫山　房視
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月30日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第７号
長崎県大村市池田新町763番地87　池田アパートホ棟８号
再生債務者　西郷　　仁
１　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月16日から平成26年７月30日まで
長崎地方裁判所大村支部